

奈良県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇八号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
奈良市四条大路五丁目四三五番 一先から 奈良市三条大路四丁目一〇〇番 二七先まで		前	後	七・〇 、 一八・〇	三八七・四	
				三〇・〇 、 三四・九	三八七・四	